

12	都市整備局	都市計画区域マスタープランの策定
事業概要	<p>都市計画法の改正（平成12年5月公布、平成13年5月施行）により、法第6条の2に規定された「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」を、都内の全都市計画区域において策定している。</p> <p>なお、策定に際しては、「東京の新しい都市づくりビジョン（平成13年10月）」を踏まえて行っている。</p> <p>都市計画区域マスタープランは、従来の「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針（整開保）」に代わり定められることになったものであり、その中で、</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画の目標 区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針 主要な都市計画（土地利用、都市施設、市街地開発事業等）の決定の方針を定めるものとされている。また、従来、上記（整開保）の一部であった「都市再開発の方針」、「住宅市街地の開発整備の方針」、「防災街区整備方針」は、独立した都市計画として別途定めている。 	
これまでの経過	<p>平成13年 6月 都市計画局内にマスタープラン策定本部を設置</p> <p>平成15年 3月 インターネットにより都民意見を募集</p> <p>平成15年 7月 東京都素案作成 同案を東京都都市計画審議会へ中間報告し、公表</p> <p>平成15年 9月 公聴会開催</p> <p>平成15年10月 都市計画案作成</p> <p>平成16年 1月 同案を縦覧</p> <p>平成16年 3月 東京都都市計画審議会へ付議し、答申を得る。</p> <p>平成16年 4月 都市計画決定告示</p> <p>平成19年 6月 三宅都市計画区域マスタープラン素案公告・縦覧（法16条）</p> <p>平成19年 9月 同上都市計画案作成</p> <p>平成19年11月 同案を縦覧（法17条）</p> <p>平成20年 2月 東京都都市計画審議会へ付議し、答申を得る。</p> <p>平成20年 3月 都市計画決定告示</p>	
現在の進行状況	<p>平成16年4月に噴火被災の三宅都市計画区域を除く25都市計画区域で策定し、運用してきたが、平成20年3月に復興の目途がついた三宅都市計画区域も策定し東京都全域26都市計画区域が整った。</p> <p>また、広く都民に周知するため、局のホームページに掲載している。</p>	
今後の見通し	<p>より一層、上記の三方針（都市再開発の方針、住宅市街地の開発整備の方針、防災街区整備方針）と連携しながら、施策の実施を図る。</p> <p>なお、平成20年度、平成21年度に実施した都市計画基礎調査の結果や平成21年7月に改定した都市づくりビジョン等を踏まえながら、改定を視野に入れた検討を実施。</p>	
問い合わせ先	都市整備局 都市づくり政策部 広域調整課	電話 03-5388-3227